

## 「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	7	2.守秘義務 参加登録に際して事業者が提出した秘密情報について、漏洩の有無を年度単位でもよいので公表願いたい。	公表の可否については個別の事案ごとに判断いたします。
2	11	「②水力電源（ただし、揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。）」と記載されているが1日1回以上と記載した意図を確認したい。加えて"連続"3時間以上と記載いただいたのは設備スベックとして3時間以上発電が可能であることを要件としており、実需給のアセスメントで必ずしも連続運転を必要としているわけではない理解でよいか。	電源等要件は、本オークションに応札が可能な電源が満たすべき要件を定めています。 ご記載の箇所は、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を設備スベックとして有することを求めています。  アセスメントにおいては、応札に用いた期待容量等算定諸元一覧の「各月の運転継続時間または放電継続時間」を用い、この値は連続運転可能な時間を記載する必要があります。  市場応札のアセスメントにおいて、低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、当該コマを対象に運転継続時間のコマ数を上限として市場応札されているかを確認いたします。  なお、運転継続時間に関して、状況によっては実需給断面において連続運転を必要としない場合もございます。
3	11	前年度まで安定電源で応札していた電源を、運用方法等を考慮し2028年度から変動電源（単独）に区分変更することは可能である認識でよいか。	個別の事例については、容量市場問合せ窓口へお問合せください。
4	12	「バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに調達上限比率の設定を申請する場合」は参加可能とされているものの、FIT制度側での整理や対応が十分ではない。需要家が照会しても十分な回答が得られず、勘違いしたまま過大・過小な上限を設定した需要家も多い。容量市場の制度側としても、FIT制度の事務局と連携して分かりやすい説明資料やガイドラインの作成を検討頂きたい。	頂いたご意見は、関係箇所と共有いたします。
5	24	4.期待容量の登録の（2）、「期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。～」の、安定電源に係る「期待容量の算定方法」に記載の『期待容量等算定諸元一覧（様式3）の記載要領に基づき算定します。』の様式3について、様式2が正ではないか。	ご指摘を踏まえて、下線箇所の通り修正いたします。  当該箇所の、期待容量等算定諸元一覧（様式3）の表記を、期待容量等算定諸元一覧（様式2）に修正いたします。
6	24	期待容量算定諸元一覧(様式3)と記載されているが、期待容量算定諸元一覧(様式2)の誤りであると思われる。	ご指摘を踏まえて、下線箇所の通り修正いたします。  当該箇所の、期待容量等算定諸元一覧（様式3）の表記を、期待容量等算定諸元一覧（様式2）に修正いたします。
7	29	第56回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料6「2024年度メインオークションにおける需要曲線の原案について」のP14やP21において、約定処理において加算する供給力に関して、今回のメインオークションより、長期脱炭素電源オークションの契約容量が加わることが示されているが、意見募集の対象となっている募集要綱案ではそれが反映されていないと思われる。	ご指摘を踏まえて、下線箇所を追記いたします。  ※1 FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要比で各エリアへ分配）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という）、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2028年度に制度適用となる契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下「FIT電源等の期待容量等」という）を含む。
8	34	「安定電源・変動電源・発動指令電源別の内訳」や「各管区毎の割り当て容量」についても、約定結果とともに公表することをご検討いただき度い。1社で複数の電源（安定電源、変動電源、発動指令電源）を落札している場合、電源別の容量が判断しにくい為。	公表内容については国の審議会等で整理された結果に基づき取り纏めております。  容量市場メインオークション約定結果（対象実需給年度：2027年度）において以下の情報を公表しております。 ・電源等の応札容量（全国、エリア別） ・応札容量と落札容量（落札率）

No.	頁	ご意見	回答
9	37	「イ 市場退出時の経済的ペナルティの調整」(ア)に記載の、『上記アに定める』の箇所については、『上記アの(ア)に定める』という表記が正しいのではないかとと思われる。	ご指摘を踏まえて、下線箇所を追記いたします。  イ市場退出時の経済的ペナルティの調整 (ア)追加オークション終了後、本オークションおよび追加オークションの実施有無ならびに結果に応じて、上記ア(ア)に定める市場退出時の経済的ペナルティを支払った容量提供事業者に対し、一部または全額の返金を行うことにより、市場退出時の経済的ペナルティの調整が行われます。
10	40	4-1. ウ実効性テストの結果等：「約定処理において、発動指令電源の同一価格札について、実効性達成率に応じた落札電源の決定を行う仕組みを今後適用（今後実施される実効性テスト以降のオークション以降）するにあたり、今後の実効性テスト結果やリスト未提出等を考慮する。」と整理されたが、実需給の2年度前に実施される実効性テストを省略することができる条件として、属地一般送配電事業者の発動指令に対して当該容量提供事業者が供出した実績を、管区毎に、事業者単位で評価することをお認めいただくよう再検討願いたい。 事業者の供出実績に基づく供出信頼性評価を実施したうえで、a.但書の「契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要がある」条件の緩和をお願いしたい。	実効性テストの達成率の集計単位は、応札単位やエリア単位とした場合、多くの単位で実績なしとなる可能性があること、また、達成率は事業者の応札行動によるところがあると考えられることから、管区毎ではなく、事業者単位（全国）で評価いたします。  また、実行性テストにおいては、電源等リスト単位で供給力が供出できることを確認する必要があります。
11	40	ウ 実効性テスト結果等：実効性テストを省略することができる発動実績結果として、需給調整市場の応動実績を含めていただきたい。	需給調整市場の応動実績を代替可能とすることは、実効性テストの実施回数や実施条件等のテスト条件の公平性の観点で慎重な判断が必要と考えます。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
12	40	実効性テストを省略できる条件について、aで「ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります」とされているが、電源等リスト全体ではなくリソース単位での発動実績、あるいは過去の発動実績や過去の実効性テスト対応実績をもって実効性テストを省略できるようにすべきではないか。 今年度より同一年度に実需給の発動指令対応と2年度後の実効性テストが同時平行で実施されることとなり、実効性テストの必要性に乏しい。実効性テストは参加する需要家の負担にもなっており、DR拡大の支障にもなっているのではないか。	実効性テストは電源等リスト単位での実施となりますので、代替の実績報告においても、電源等リスト全体の実績を報告していただきます。
13	40	実効性テストの時期について、夏季・冬季の通期待機ではなく、特定の時期（例えば1週間スパン等）を指定して実施する等の対応をお願いできないか。実需給時は供給力提供準備通知や供給力提供通知を通じて一定程度発動の予見性があるが、実効性テストはその予見性がないため、ポテンシャルが過少に評価される虞がある。また電源等リストを構成する需要家にも多大な負担となっている。	実効性テストの目的は、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を確認するものです。 実需給期間において、天気や予備率では予測できない突発的な電源脱落により需給ひっ迫となる可能性はございます。そのような事態においても発動指令電源として供給力を供出していただく必要がございますので、体制維持に務めていただきたく存じます。  なお、実効性テストでは、実効性テストの実施年度の一般送配電事業者からの発動指令の対応が代替実績として報告が可能です。
14	40	実効性テストが発動されるタイミングについて、ベースラインが低くなる可能性の高い時期の発動を避けるべきではないか。 過年度においては7月初旬の低気温期や盆（多くの需要家が休業している長期休業）明け直後等に実効性テストが発動されたが、ベースラインが低くなる蓋然性が高く、ポテンシャルが過少に評価される虞がある。	実効性テストの目的は、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を確認するものです。 実需給期間において、天気や予備率では予測できない突発的な電源脱落により需給ひっ迫となる可能性はございます。そのような事態においても発動指令電源として供給力を供出していただく必要がございますので、体制維持に務めていただきたく存じます。
15	44	ウ（イ）「発動指令電源提供者は、夏季および冬季それぞれ1回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます。なお、実効性テストの結果の提出にあたっては、初回および再実施いずれかの結果を、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出いただけます。」について、再テスト希望の場合における連絡期限を1週間後から2週間後へ見直しいただきたい。背景として、発動指令電源の電源等リストの中には、自社で管理しているリソース以外にも、RA先も含まれている場合があり時間を要す為。	実効性テストの期間が限られている中で、再テスト実施に係る準備の都合を踏まえ、再テストを希望する場合の連絡期限を1週間として設定しています。
16	44	ウに関する全般事項への要望として、「発動指令電源の実効性テストにおけるネガワット調整金の免除或いは、事後的に相当額を補填する。」仕組みを検討いただきたい。実効性テストは必ずしも需給が逼迫したタイミングで発令されるわけではなく、市場約定価格<ネガワット調整金となり、逆鞘となってしまうケースが多発している為。	実効性テストにかかる費用については、対象事業者が負担することと整理済みであり、ご記載の点も関係する事業者間の契約にて対応していただくものと考えます。
17	47	「供給計画・発電販売計画等の事前に運転計画に沿っている場合」とあるが、実需給断面の運転は相対通告量の変動や卸電力市場への販売量、余力活用契約による一般送配電事業者からの指令等により、年間時点の計画通りの利用率となるわけではないが、どのように判断するのかご教示いただきたい。	稼働実績に応じて、稼働抑制のリクワイアメントを達成するべく、事前の運転計画は状況変化に応じて修正されることもあることを踏まえ、市場応札のアセスメントの中で、必要に応じて運転計画策定状況について確認させていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
18	47	<p>(1) リクワイアメント - ア 電源等の区分が安定電源の場合 (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札 燃料制約の枕詞として「事業者の責によらない」との文言が追加されているが、可能であれば「事業者の責にならない」場合の具体例をご教示頂きたい。 例えば、荒天に伴って入船の遅延が発生し、燃料制約が発生する場合等が考えられるが、そのような認識で良いか。 (理由) 安定供給を目的として燃料制約が必要となる可能性はあり、その結果としてリクワイアメントを達成できない状況も発生する虞があるため。</p>	個別の事例を確認し、判断する必要があるため、一律のご回答は致しかねます。
19	48	ウ (ア)「発動指令への対応」について、今後、広域ブロック内で累積発動回数の差がある場合は各エリア間で回数を均す理解ですが、事後的に検証レポートなどで、当該発動の詳細を公表いただきたい。	今秋頃、広域機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、上期の広域予備率に関する評価が行われる予定です。その中で発動指令の回数についても触れる予定です。
20	48	ウ 発動指令への対応について『創出された供給力を、(中略) 卸電力取引所等への売り入札を通じて、「適切に」提供すること』と定められている。特定卸供給(類型1②)の運用に則り、小売電気事業者と協議の結果、小売事業者によっては受令後に必要な計画変更等の業務を時間内に対応できない場合がある。結果として、市場参加が可能なリソースが活用できない状況が生じている。同点は市場共通の課題であり、初回メインオークションから相応期間が経過した中で、解決策となるルールを策定いただきたい。	アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくものと考えます。
21	48	ウ (ア) 発動指令への対応：需給ひっ迫注意報・警報の発令時の運用(第94回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料2の14頁)について、発動指令電源について早期の計画提出が求められている。同事象において各事業者が求められている計画更新の手順、内容を具体的にお示しいただきたい。状況によって一時的に計画間不整合となる断面が生じると想定され、事業者間での事前の申し合わせが必要であるため。また要綱等へ同記載をいただくことで事業者間での周知が深まることを期待している。	アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくものと考えます。
22	48	ウ (ア) 発動指令への対応：広域予備率が8%を下回ると想定される場合に発動するとの運用ルールですが、広域予備率Web公表システムの「広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】サイト」に公表される予備率情報の実効性が低く、より迅速かつ正確な情報提供を希望します。前日18時以降、容量拠出事業者に対して供給力提供通知がなされた後、また当日早朝断面においてもひっ迫が解消されていない場合(予備率が8%未満)、事業者側は都度、発動への準備を講じていると想定され、事業者及び各リソースが事前想定外の負担増となり、次年度以降の応札行動に影響を及ぼす可能性を懸念します。	発動指令については、最新の広域予備率等を基に発動を判断されるものです。各事業者は広域予備率を基に発動指令への応動に備えた準備のご判断をしていただくものと考えます。
23	51	<p>非効率石炭の年間設備利用率の算定式の分子が、「計量値(送電端)」になっているが、属地一般送配電事業者と余力活用契約を締結し、専用線オンラインで接続、直接的に出力の制御が可能な非効率石炭において、属地一般送配電事業者からの増出力指令分は、状況によって余力の提供を断ることが可能との理解で良いか。 (理由) 当該増出力は発電事業者起因ではないため、発電事業者の供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に、属地一般送配電事業者からの増出力指令は反映できないため。また、「余力の運用規程」(各TSO連名で作成)のp26における「契約者は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令が、燃料制約や関連法令への抵触等のやむを得ない理由により、ゲートクローズ前の計画策定に支障を与えると判断した場合は、ゲートクローズまでに通知することにより余力の提供を断ることができる。」に該当し、当該増出力指令に対応する必要がなくなると理解。</p>	非効率石炭火力の稼働抑制のリクワイアメントを踏まえ、余力活用契約の余力の扱いについて、余力活用契約者と協議してください。
24	51	非効率石炭の年間設備利用率の算定式の分子、「需給ひっ迫時の計量値(送電端)」について、運用の中で接続エリアが隣接エリアと切替ながら使用している発電機の場合、需給ひっ迫エリアの判定はどのように行われるか。	個別の事例かと存じますので、容量市場問合せ窓口へお問合せください。

No.	頁	ご意見	回答
25	55	<p>発電余力の卸電力取引所等への入札および電気の供給指示への対応におけるペナルティレートのZ時間（1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。）について意見申し上げます。</p> <p>Z時間は「1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間」であり、「第4回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料3 P45」にて2016年～2018年度の予備率実績から予備率8%以下であった年間最大コマ数の18コマ（9時間）以上は必要とし、予備率9%以下の年間最大コマ数55コマについても考慮に入れた上で年間30時間に設定されたものと認識しております。</p> <p>しかし、本意見記入時点（2024/7/9）において、東京エリアでは既に140コマ（70時間）が予備率8%以下となる低予備率アセスメント対象コマとなっており、事前想定Z時間＝年間30時間とは著しく乖離した状況にあります。</p> <p>2024年度より電力需給運用の大きな変更もあり、このような状況が生じているのではないかと推察いたしますが、Z時間はペナルティに対して大きな影響を与える係数であり、Z時間の定義である「1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間」から著しく乖離した値となっているのは、投資回収の予見性を高めるとした制度趣旨からも望ましい状況ではないと考えます。</p> <p>早急に、Z時間を2024年4月以降の実績を考慮した値へ見直しするとともに、2024年度のペナルティ算出分に遡及して適応するべきではないでしょうか。</p>	<p>ペナルティレートは契約条件としてオークション前に設定されているものであること、特定のエリアの期中の実績によらず、レートの設定として全国の年間の状況も念頭に検討する必要があることから、今年度オークションにおいては、従来同様の設定（Z＝30）と致します。ただし、頂いたご意見は、国と連携しながら検討を行ってまいります。</p>
26	55	<p>低予備率アセスメント対象コマの判断基準となる最小広域予備率と実績の広域予備率には大きな乖離が生じているケースがございます。</p> <p>例えば、ゴールデンウィークの2024/5/3では、北海道～東京エリアにおいて、21:00-24:00の6コマにわたり低予備率アセスメント対象コマが発生しておりますが、この6コマ平均の最小広域予備率7.62%に対して、実績の広域予備率は21.5%まで上昇しており、事前想定より低予備率アセスメント対象コマが増加している一因となっているのではないのでしょうか。</p> <p>低予備率アセスメント対象コマが事前想定より頻繁に発生している背景について丁寧なご説明をお願いいたします。</p>	<p>今秋頃、広域機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、上期の広域予備率に関する評価が行われる予定です。</p>
27	55	<p>ペナルティレートの計算に「1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。」とあるが、実需給期間中に30時間を超えた場合の取り決めを明確に記載するべきと考えます。</p>	<p>ペナルティレートは契約条件としてオークション前に設定されているものであること、特定のエリアの期中の実績によらず、レートの設定として全国の年間の状況も念頭に検討する必要があることから、今年度オークションにおいては、従来同様の設定（Z＝30）と致します。ただし、頂いたご意見は、国と連携しながら検討を行ってまいります。</p>